条 例 見 直 し 調 書

作成年度	平成21年度

条例名	神奈川県立近代美術館条例		
条例番号	昭和42年神奈川県条例第6号	法規集	第14編第5章第2節
所管部局室課	教育委員会教育局生涯学習文化財課		
条例の概要	県民の知識及び教養の向上を図るための社会教育施設である神奈川県立近代美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		

検討	視点	検討内容	備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	県立近代美術館は、県民の知識及び教養の向上を図るための社会教育施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、博物館法第18条及び地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、県立近代美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県立近代美術館は、近代美術に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、これらに関する調査研究、情報提供等を行うなど、県民の近代美術に関する知識及び教養の向上の場として利用されており、有効に機能している。 なお、観覧料については、平成21年3月に改正を行っている。	入館者数（人） 平成20年度 123,967 平成19年度 105,857 平成18年度 114,321
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	県立近代美術館は、長期的な方針に基づいて貴重な近代美術資料等を収集、保管するという施設の高い専門性を維持するため、直営で運営しているが、施設の維持管理業務はＰＦＩ事業として行うなど、組織、職員数等については常に見直しを行っており、効率的な運営が行われている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	県立近代美術館は、県民の豊かな学びと生涯学習環境の充実のため、県の総合計画である「神奈川力構想」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づいて運営されている。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	博物館法上の博物館及び地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		

見直し結果	理由	特記事項
改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	

次回見直し予定	平成26年度	見直し規定の有無	有　無